

札幌市児童福祉施設条例及び札幌市区保育・子育て支援センター  
条例の一部を改正する条例案

平成30年(2018年)9月25日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市児童福祉施設条例及び札幌市区保育・子育て支援センター  
条例の一部を改正する条例

(札幌市児童福祉施設条例の一部改正)

第1条 札幌市児童福祉施設条例(昭和39年条例第6号)の一部を次のよう  
に改正する。

- (1) 第3条第1項第1号中「札幌市大通夜間保育園」を「札幌市大通保育園」  
に改める。
- (2) 別表1中

「

札幌市白石区保育・子 育て支援センター	札幌市白石区南郷通1丁目南	120人
------------------------	---------------	------

」

を

「

札幌市白石区保育・子 育て支援センター	札幌市白石区南郷通1丁目南	120人
札幌市厚別区保育・子 育て支援センター	札幌市厚別区厚別中央1条6丁 目	60人

」

に、

「  
札幌市豊平区美園 5 条 7 丁目 | 1 0 0 人 |  
」

を

「  
札幌市豊平区美園 5 条 7 丁目 | 1 2 0 人 |  
」

に、

「  
札幌市西区山の手 4 条 8 丁目 | 1 2 0 人 |  
」

を

「  
札幌市西区山の手 4 条 8 丁目 | 1 5 0 人 |  
」

に、

「札幌市大通夜間保育園」を「札幌市大通保育園」に、

「  
札幌市菊水乳児保育園 | 札幌市白石区菊水 5 条 1 丁目 | 3 0 人 |  
札幌市豊園乳児保育園 | 札幌市豊平区美園 5 条 1 丁目 | 3 0 人 |  
札幌市澄川乳児保育園 | 札幌市南区澄川 2 条 5 丁目 | 3 0 人 |  
札幌市山の手乳児保育園 | 札幌市西区山の手 4 条 8 丁目 | 3 0 人 |  
」

を

「  
札幌市菊水乳児保育園 | 札幌市白石区菊水 5 条 1 丁目 | 3 0 人 |  
」

に改める。

(札幌市区保育・子育て支援センター条例の一部改正)

第2条 札幌市区保育・子育て支援センター条例(平成26年条例第53号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第3条の表札幌市白石区保育・子育て支援センターの項の次に次のように加える。

札幌市厚別区保育・子育て支援センター	厚別区
--------------------	-----

- (2) 第9条中「各号」の次に「(札幌市子ども・子育て支援法施行条例(平成26年条例第48号)第44条の規定により読み替えて準用する同条例第23条ただし書に該当する場合は、第1号を除く。)」を加え、同条第1号中「定員」を「利用定員」に改める。

#### 附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条中札幌市区保育・子育て支援センター条例第9条の改正規定 公布の日
- (2) 第1条中札幌市児童福祉施設条例第3条第1項第1号の改正規定及び別表1の改正規定(「札幌市大通夜間保育園」を「札幌市大通保育園」に改める部分に限る。) 平成31年4月1日

#### (理 由)

厚別区に区保育・子育て支援センターを設置するとともに、豊園乳児保育園、澄川乳児保育園及び山の手乳児保育園を廃止し、美園保育園及び山の手保育園の定員を増員する等のため、本案を提出する。